

亀岡市週休2日制促進工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、亀岡市発注の建設工事において、週休2日制を促進するために必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 建設業においては、建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。本要領は、建設現場における週休2日（4週8休以上）の普及促進により、建設業における働き方改革への意識向上と、労働環境の改善を図ることを目的とする。

(週休2日の考え方)

第3条 この要領において、週休2日の考え方は次の各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制促進工事（以下、「促進工事」という。）における週休2日は、契約工期内の対象期間において、4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間は、契約工期内において、現場施工着手日から現場施工完了日までの「現場施工期間」とする。
- (3) 休日は、原則として土・日曜日及び祝日とするが、現場の特性等により、別の曜日又は日を充てることのできるものとする。また、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所日は、休日を含めることのできるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含めて監督職員に報告するものとする。ただし、以下の期間は対象期間外とする。
 - ① 年末年始の6日間
 - ② 夏季休暇の3日間
 - ③ 工場製作のみの期間
 - ④ 工事全体を一時中止している期間
 - ⑤ 監督職員があらかじめ対象外としている期間
 - ⑥ 関係機関からの緊急要請に対応する期間
 - ⑦ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）による災害対応の期間
 - ⑧ 工事事務所等による不稼働期間
 - ⑨ その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- (4) 現場閉所は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場が閉所

された状態をいう。

- (5) 地元対応等で、やむを得ず休日等に作業が生じる場合は、原則として作業日の前後7日以内に振替休日を取得するものとする。

(対象工事)

第4条 促進工事は、市が発注する全ての工事を対象とし、工事の種別及び規模等を勘案して、発注者が選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としないことができる。

- ① 工期や作業工程に制約がある工事
- ② 災害に伴う緊急工事、及び災害復旧工事
- ③ 対象期間が1か月未満の工事
- ④ 施工範囲が点在する維持補修工事（道路維持補修、水道補修工事等）
- ⑤ 単価契約方式による工事
- ⑥ その他、発注者が実施に適さないと判断した工事

(発注方式)

第5条 促進工事の発注方式は次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を提案し、受発注者による協議を実施したうえで促進工事に取り組むことに合意したうえで取り組む方式

2 促進工事の発注は、入札公告及び特記仕様書に発注者指定方式又は受注者希望方式を記載して行うものとする。

(工期の設定)

第6条 発注者は、準備期間、施工に必要な実日数、休日を含んだ不稼働日及び後片付け期間をあわせた期間で契約工期の設定を行うこと。

2 契約工期の変更理由が、次の各号のいずれかに該当する場合は、受発注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。ただし、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の水準を確保できないことを理由とする契約工期の変更は認めない。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

(補正方法)

第7条 経費の補正（以下、「経費補正」という。）は、発注方式ごとに現場閉所の実績に応じて補正を行うものとする。

- 2 発注者指定方式の経費補正は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費に乗じるものとする。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休（現場閉所率28.5%）に満たない場合は補正分から減額する。
- 3 受注者希望方式の経費補正は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした経費の補正は行わない。契約後、発注者は現場閉所の達成状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数による積算を行い、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、当該請負代金額が4週6休（現場閉所率21.4%）に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて発注者と協議しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しない工事を含む。）は、経費の補正は行わない。

(実施方法)

第8条 受注者希望方式を行う受注者は契約締結後速やかに促進工事の実施について、工事打合せ簿にて監督職員と協議を行い、実施の有無を決定する。

- 2 受注者は、工事着手日前に、週休2日を前提とした施工計画書及び工程表を提出する。
- 3 現場施工期間中は、次の各号に基づき促進工事を行うものとする。
 - (1) 受注者は、現場閉所計画表（様式1）を作成し、監督職員に提出する。当該現場閉所計画表は月単位で提出し、提出期限は、最初の月は現場施工着手日まで、翌月以降は月初めの作業開始日までとする。
 - (2) 受注者は、毎月提出する工事履行報告書（工事関係書類様式-20）の記事欄に現場閉所日数と現場閉所率を記載し、工事履行報告書に現場閉所実績書（様式2。ただし、監督職員が現場閉所日を確認したものに限る。以下この項において同じ）を添付する。工事履行報告書の提出義務がない工事については、現場閉所実績書のみ提出する。
 - (3) 天候の影響や地元対応により、休日の振替を行う場合は、原則として事前に工事打合せ簿で監督職員の承諾を得なければならない。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後に監督職員の承諾を得て、休日の振替を行うこととする。
 - (4) 監督職員は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等については迅速に対応するように努める。
- 4 現場施工完了時には、次の各号に基づき促進工事を行うものとする。
 - (1) 受注者は、現場完了日以降5日以内に、現場閉所報告書（様式3）を提出し、休日の取得実績について監督職員の確認を受ける。

(2) 監督職員は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について変更設計を行う。

5 現場閉所実績書(様式2)及び現場閉所報告書(様式3)に虚偽の記載を行った場合、又は促進工事に取り組む意思を表したにもかかわらず、特段の理由なしに促進工事を行わなかった場合等明らかに悪質な行為を行った場合は、亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に基づく措置等を行う場合がある。

(工事成績評定)

第9条 週休2日(4週8休以上)の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点を行う。週休2日(4週8休以上)の現場閉所を行ったと認められない場合、工事成績は減点しないこととする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和5年10月1日から施行し、令和5年10月1日以降の起工伺いにかかる工事から適用する。

別紙1

入札公告記載例

○その他

本工事は、「亀岡市週休2日制促進工事实施要領」の対象工事である。

本工事の発注方式は（○○○○○方式）である。

↑（発注者指定方式・受注者希望方式のどちらかを記入）

工事特記仕様書記載例

週休2日制

本工事は、「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象工事である。
受注者は、原則週休2日制で施工すること。

本工事は、「週休2日制促進工事（受注者希望方式）」の対象工事である。
受注者は、契約後速やかに、実施の有無について、監督職員と協議すること。

※週休2日の実施にあたっては、「亀岡市週休2日制促進工事实施要領」に基づき行うこと。実施要領は、亀岡市ホームページで確認すること。

※特記仕様書挿入箇所にあわせて採番、はチェックボックス

原則、発注者指定方式、又は受注者希望方式のどちらかを指定すること。なお、実施要領第4条に該当する工事においては、この限りではない。